

70 歳以上の方へ限度額適用・標準負担額減額認定証のお知らせ

70 歳以上の方の入院に係る自己負担額は、高齢受給者証・後期高齢者医療の一部負担金の割合によって上限額が決められておりますが、所得額により、自己負担限度額・食事の標準負担額が減額となる制度があります。この制度を利用するには、事前に保険者に申請をして、「限度額適用・標準負担額認定証」の交付を受けてください。

窓口で「限度額適用・標準負担額認定証」を提示されましたら以下のような負担額で計算いたします。

交付を受けられましたら、できるだけ早く窓口にお持ちください。

入院した月の月末までに提示がない場合はその月分が取り扱えなくなる場合がございますのでご注意ください。

退院前日までに提示できない場合はご相談ください。

区分		負担額	食事(1食毎)
VI	現役並みⅢ	252,600 円 + 医療費 - 842,000 円) × 1% (年 4 回以降の月額上限 140,100 円)	460 円
V	現役並みⅡ	167,400 円 + 医療費 - 558,000 円) × 1% (年 4 回以降の月額上限 93,000 円)	
IV	現役並みⅠ	80,100 円 + 医療費 - 267,000 円) × 1% (年 4 回以降の月額上限 44,400 円)	
III	一般	57,600 円 (年 4 回以降の月額上限 44,400 円)	
II	低所得者Ⅱ	24,600 円	(入院 90 日以内) 210 円
			(入院 90 日超) 160 円
I	低所得者Ⅰ	15,000 円	100 円

